

第3編 委員会・委員

第1章 監査委員

○北河内4市リサイクル施設組合監査委員条例

（平成16年8月4日）
条例第12号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めるものとする。

（例月出納検査の期日）

第2条 法第292条において準用する法第235条の2第1項の規定による出納の検査は、毎月末日に行う。ただし、その期日が休日に当たるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

（公表の方法）

第3条 監査委員の行う公表に関しては、北河内4市リサイクル施設組合公告式条例（平成16年北河内4市リサイクル施設組合条例第1号）の定めるところによる。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。